

令和8年2月24日

**公益社団法人農業農村工学会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**

公益社団法人農業農村工学会は、職員が仕事と生活の調和を図り女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】 年次休暇等の取得を推進する

【対策】 令和8年4月1日～

- 年末年始、ゴールデンウィーク、夏期等に年次休暇計画表を作成・共有し、計画的な休暇促進を図る。
- 年次休暇取得状況の取りまとめ等により取得の促進に取り組む
- 休暇取得状況を各四半期末に学会内で定期に開催される業務打合せ報告し、取得推進の周知を行う。

【目標2】 所定外労働を削減するため、労働時間管理強化対策に取り組む

【対策】 令和8年4月1日～

- 業務の年度後半計画を作成し、業務内容、業務分担等を明確にするとともに逐次見直しを行い効率的に取り組む。
- 計画にない所定外労働が発生した場合は、その実績を把握し適切に対応する。
- 残業無しの日を設けて実施する。

【目標3】 テレワーク就業の毎月の利用率を男女別に各50%以上利用する働き方を促進する。

【対策】 令和8年4月1日～

- 通勤時間の有効活用など多様な働き方改革や家族の介護、看護のためのテレワーク就業の活用を促進し、柔軟な働き方改革を推進する。

以上